

第 3 5 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる本件各審査請求の対象となる行政文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）を非公開又は一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申について

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 平成28年 4月22日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室に対して、不作為の申立先を周知していない理由の分かるもの（平成28年 4月19日、「不服審査制度」が名古屋市ホームページに新着情報としてアップされている。翌日の20日夕、人材育成・コンプライアンス推進室において、職員に対し同室長の不作為の申立先を訊いたところ、「思い当たらない」という返事であったため、同室の職員に法制課が当該事項を周知していないことが判明した）（以下「本件対象文書①」という。）

(2) 同年 5月 2日、実施機関は、不存在による非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 5月 6日、審査請求人は、本件処分①を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 平成28年 5月13日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次

のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

平成28年 5月10日付け名古屋市個人情報保護審議会の答申において

1 当該メモは、記録を目的としたものではなく、本件事情聴取を円滑に行うことを目的として関係委員が個々に控えたものであるので、本件事情聴取後に破棄された

2 名古屋市立大学事務局人事係長及び総務課長の確認を経た上で、第5回調査委員会に提出され確定がなされている

以上 2点の記述について、適切に確認し、断定できた理由の分かるもの（以下「本件対象文書②」という。）

(2) 同年 5月27日、実施機関は、不存在による非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分②を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求③について

(1) 平成28年 5月12日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

法令違反の通報という重要事項を扱う市長ホットラインを条例等で規定しない理由の分かるもの（以下「本件対象文書③」という。）

(2) 同年 5月24日、実施機関は、不存在による非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨審査請求人に通知した。

(3) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分③を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

4 審査請求④について

(1) 平成28年 5月12日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

名古屋市役所において「関係部署に伝達した日」を「施行日」とする理由の分かるもの（以下「本件対象文書④」という。）

(2) 同年 5月24日、実施機関は、不存在による非公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分④を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

5 審査請求⑤について

(1) 平成28年 9月16日、審査請求人は、条例に基づき、名古屋市病院局長（以下「旧実施機関」という。）に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑤」という。）を行った。

平成28年 8月 1日付け行政文書公開請求（平成28年 4月 1日から同年 5月31日及び同年 7月15日から同月31日までの病院局管理部長Aの送受信メール全て）に対して、不存在にも拘らず、8月12日期間延長をかけた理由の分かるもの（以下「本件対象文書⑤」という。）

(2) 同年 9月30日、旧実施機関は、「行政文書公開決定等期間延長通知書（28病総務第50号）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年10月28日、審査請求人は、本件処分⑤を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

(4) 令和 3年 4月 1日、本件公開請求に係る事務が旧実施機関から実施機関へ移管された。

第 4 実施機関の主張

1 各決定通知書によると、実施機関は、本件各対象文書を非公開又は一部公開とした理由についておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①から④について

請求に係る行政文書を作成、取得しておらず存在しないため。

(2) 審査請求⑤について

公開請求のあった行政文書に記載されている公開請求者の氏名は、特定個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるもの

であり、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するため。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件公開請求の経緯

総務局法制課（以下「法制課」という。）は、その事務の一つとして、不服申立てに関する事務の調整を行っており、名古屋市ホームページ上で「不服申立て」のページを作成し、公表している。審査請求人らは、当該ページを閲覧し、法制課に対して本件公開請求を行ったものと考えられる。

イ 不服申立制度について

不服申立制度、すなわち、行政庁の処分に関し、国民が行政庁に対して不服を申し立てることができる制度については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）において定められている。そして、法第 3 条は、行政庁の不作为について審査請求をすることができると定められているところ、同条に規定する不作为とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいうとされている。

ウ 本件公開請求の対象となる行政文書が存在しない理由

本件審査請求の理由において審査請求人らは、法制課が、総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）の事務に関連する不作为の申立先をコンプライアンス推進室に周知していない理由の分かる行政文書を特定し、公開するよう求めている。

しかし、本件公開請求に係る行政文書公開請求書及び審査請求書の記載等からすれば、審査請求人らについて、法第 3 条に規定する不作为についての審査請求をしようとする意思を読み取ることは困難であり、単にコンプライアンス推進室が審査請求人らの要望等に対して何らの行為をしていないという事実を捉えて「不作为」と述べているものと考えられる。このような審査請求人らの申立てについては、いわゆる行政一般に対する要望等として、申立てを受けた所管部署において適切に対応すべき事項であり、もとより、法制課が所管する事務とは無関係であることは明らかである。

したがって、法制課において、その所管事務とは無関係な事項につい

て他の部署に何らかの周知を行うことはない。

以上のことから、本件公開請求の対象となる行政文書は、名古屋市長において作成又は取得をしておらず、存在しない。

(2) 審査請求②について

ア 審査請求人らは、本件公開請求において、当該答申に対して、適切に確認し、断定できた理由の分かるものを請求しているが、答申は審議会での意思決定であるため、根拠となる行政文書は存在しない。

イ したがって、実施機関は請求に係る行政文書を作成、取得していないため、本件公開請求の対象となる行政文書は存在しない。

ウ また、本件審査請求は文書の存否が争点となるところだが、審査請求人らが本件審査請求書において述べていることは、本件処分についての事実経過を除くと、名古屋市立大学への非難や、審査請求人らが当該答申に対して不満に思うことについて、説明責任という言葉を用いて審議会に説明を求めるものであり、文書の存否について争っていない。

エ なお、不服申立事案の答申に対して不服がある場合は、答申を受けた決定又は裁決に対し、行政訴訟を提起すべきであると、書面での教示に加え、再三にわたり審査請求人らに説明を行っているところである。行政文書の公開非公開や存否、文書特定の適切性を争う情報公開制度の不服申立ての趣旨を踏まえると、その上でなされた本件審査請求は不服を申し立てる権利の濫用とも判断すべき事案である。

オ 以上のとおり、審査請求人らは本件処分に対する不服を申し立てているものではなく、審議会及び名古屋市立大学への不満を述べ、既に答申されている不服申立てに対して再度不服を申し立てているものと認められ、不服申立てができない事項に対して不服申立てをしているものである。また、本件処分についても、上記ア及びイのとおり妥当なものであり、審査請求人らの主張を受け入れることはできず、本件審査請求は理由のないものである。

(3) 審査請求③について

ア 本件公開請求において審査請求人らが公開を求める行政文書は、市長ホットラインという本市の業務に係る通報制度を条例等で規定しない理

由の分かるものであるところ、この制度を所管しているのは、コンプライアンス推進室であり、法制課ではない。

イ したがって、法制課は、その所管しない制度を条例等で規定しない理由を把握する立場にはないため、当該理由に関する何らかの文書を作成することはなく、また、所管部署のコンプライアンス推進室から取得することもない。

ウ 以上のことから、本件公開請求の対象となる行政文書は、法制課において作成又は取得をしておらず、存在しない。

なお、本件公開請求については、以上の理由により、法制課が処理をする立場にはないと思われたため、受付窓口である市民経済局市民生活部市政情報室を通じて、審査請求人らの意思確認を行ったが、審査請求人らの意思は、本件公開請求はあくまでも法制課に対するものであるとのことであったため、法制課において処理することとなったものである。

(4) 審査請求④について

ア 本件公開請求に係る行政文書公開請求書の文面に加えて、審査請求人らからなされた平成28年 4月22日付けの公開請求及び本件公開請求と同日になされた公開請求並びにこれら一連の公開請求に関連した審査請求人らの申立ての内容からすると、審査請求人らが本件公開請求において公開を求める行政文書は、コンプライアンス推進室が所管する市長ホットラインという本市の業務に係る通報制度に関し、本市が作成した文書に係る施行日の取扱いに関するものであると考えられる。このことは、本件審査請求に係る審査請求書の記載内容からも明らかである。

イ また、上記のとおり、市長ホットラインを所管しているのはコンプライアンス推進室であり、法制課ではない。

ウ したがって、法制課は、その所管しない市長ホットラインという制度に関して法制課以外の部署が作成した文書に係る施行日の具体的な取扱いについて、何らかの文書を作成又は取得することはない。

エ 以上のことから、本件公開請求の対象となる行政文書は、法制課において作成又は取得をしておらず、存在しない。

(5) 審査請求⑤について

ア 本件審査請求では、本件公開請求に対し、延長通知書を本件公開請求に係る行政文書として特定したことを不服としているようである。

しかし、延長通知書は、請求内容を「平成28年 4月 1日から同年 5月 31日及び同年 7月15日から同月31日までの病院局管理部長Aの送受信メール全て（閲覧の上、写しの交付を依頼予定）」とする平成28年 8月 1日付け行政文書公開請求（以下「別件公開請求」という。）について、公開決定等の期間を延長することと決定したことを平成28年 8月12日付けで公開請求者に通知した文書であり、そのうち「延長の理由」欄には、決定期間を延長した理由が明記されているものである。

したがって、延長通知書は本件公開請求の請求内容に合致する行政文書であり、これを本件公開請求に係る行政文書として特定して行った本件処分は正当な処分であり、本件審査請求には理由がない。

なお、別件公開請求に係る決定期間を延長した理由に関し、延長通知書に明記されている理由と異なる記載がある行政文書は作成又は取得しておらず、存在しない。

イ 本件審査請求では、本件処分において延長通知書に記載されている公開請求者の氏名を非公開としたことについては不服としていないようであるため、この点についての主張は省略することとする。

第 5 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

2 本件各審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

ア 平成28年 4月19日、「不服審査制度」が名古屋市ホームページに新着情報として、アップされている。翌日の20日夕、コンプライアンス推進室において、B主査及びC主事に対し、コンプライアンス推進室長の市長ホットラインの取扱いに対する不作為の申立先を訊いたところ、「思い当たらない。」という返事であった。

イ 同じ総務局の法制課が制定しているにも拘らず、市長ホットラインという本来重要な職務を扱うコンプライアンス推進室の職員が「不服審査制度」の申立先を承知していないのは何故か。本日現在、コンプライアンス推進室から当方に対して、不作為の申立先についての何らの連絡も全くなく、同室は現在も承知していないようであり、少なくとも法制課がコンプライアンス推進室だけには周知しなくて良い理由が存在するはずである。同室をこのような特別扱いとするのであれば、当然、特異な事例として文書化されていなければならない。

ウ したがって、貴市は、「コンプライアンス推進室が適切な窓口対応をしていること」及び「市民を愚弄し、地方公務員法違反を犯していないこと」を証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

エ 「市長ホットライン」制度において、対象事務を担当するコンプライアンス推進室の不作為に対して、法制課に照会しているのであるから、弁明意見書で「このような審査請求人らの申立てについては、いわゆる行政一般に対する要望等として、申立てを受けた所管部署において適切に対応すべき事項であり、もとより、法制課において、その所管事務とは無関係な事項について他の部署に何らかの周知を行うことはない。」と典型的な縦割りのお役所仕事を肯定し、市民を切り捨て、市民を見下している。

(2) 審査請求②について

ア 平成23年 2月24日の事情聴取の際、当該調査委員である前事務局総務課長A、医学研究科教授D及び人間文化研究科准教授E 3名はそれぞれファイル及び筆記具を持ち、メモしていた。

当該メモは記録を目的としたものではなく個々に控えたもので、開示されているFメモと照合されることもなく、破棄されたとしている。Fメモだけにより捏造された事情聴取記録によって、最も重要な平成23年4月 4日付け「ハラスメントの申立てに対する審議結果について(結果)」の決裁文書がFによって起案作成されている。

イ 逆に、本当にメモ（調査委員会で共有された行政文書）が破棄されたとすれば、質問事項も調整していない当該調査委員の行為は極めて無責任であり、相談者の人権を侵害するものである。

ウ したがって、名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が適正に行われているならば、破棄されたメモが調査委員会で共有されず行政文書でない事実を適切に確認し、答申で断定できた理由があるはずであるし、審議会は当該説明責任を負うものである。

エ 当該調査委員Eは事情聴取日の翌日からフランス外遊に出かけており、第5回の調査委員会は開催されたとする3月7日は外遊中であった。委員のメモ書きは全て破棄され、執拗に何度も同じ事柄を質問した委員が不在という状況下で、審議会は第5回の調査委員が開催された事実を適切に確認し、答申で断定できた理由があるはずであるし、審議会は当該説明責任を負うものである。

オ 名古屋市は行政機関であることを全く認識していない弁明書である。このような名古屋市個人情報保護条例に違反する弁明書を作成する河村市長はおかしいのではないか。

カ 当方は既に名古屋市ホームページに掲載されている答申の矛盾点について、行政文書公開請求によって開示請求を行っているものであり、個人情報開示請求を行っているものではない。答申に対する疑義について、法的根拠を一市民の立場から開示請求しているものである。ましてや、不平不満等ではなく真実を追及しているだけである。説明責任を放棄して、審査請求者をクレイマー扱いする態度及び当方とは異なる別人の個人情報に言及していることは、行政文書公開請求と個人情報開示請求とを混同し、個人情報保護の観点から完全に逸脱しており、行政機関として明らかな違法行為である。

(3) 審査請求③について

ア 市長ホットラインは、市民からの法令違反の通報という重要事項を扱うにも拘らず、条例等で適切に規定されていないため、担当のコンプライアンス推進室において、極めて等閑に取り扱われている。

イ 市民から市職員の法令違反の通報があった場合に、当該通報者に対して法令違反があったともなかったとも回答する必要はないとしており、まさに行政の不作为であり、「法令違反の通報」という忌々しき問題をないがしろにしているといえるのか。それとも市長ホットラインは単なる市

長のパフォーマンスであり、名古屋市という組織では全く対応するつもりはないのか。市民に対して法令違反の通報を求める市長の行為は単なる偽善に帰している。市長ホットラインを条例等で規定しないのは市長の詐欺行為であり、即刻、名古屋市公式ホームページから削除すべきである。

ウ また、市長ホットラインを条例等で規定しないことによって、不作為の誹りを免れることになり、まさに組織的な不作為であり、欺瞞である。このような絵に描いた餅状態で市長ホットラインを運営すること自体、市民を欺くこととなり極めて忌々しき問題である。

エ 平成28年 7月26日付け審査請求書でも詳述したところであるが、法制課は弁明書においても「市長ホットラインを所管しているのはコンプライアンス推進室であり、法制課ではない。」と典型的な縦割りのお役所仕事を肯定し、市民を切り捨て、市民を見下している。同じ市長及び総務局長の行政機関であることを忘れている。

オ したがって、「コンプライアンス推進室が適切な窓口対応をしていること」及び「コンプライアンス推進室が市民を愚弄し、地方公務員法違反を犯していないこと」を証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

(4) 審査請求④について

ア 市長ホットラインは、市民からの法令違反の通報という重要事項を扱っているにも拘らず、担当のコンプライアンス推進室において、極めて等閑に取り扱われている。

イ 市民から市職員の法令違反の通報があった場合に、当該通報者に対して、法令違反があったともなかったとも回答する必要はないとしていることも極めて問題であるが、市長ホットラインの通報に係る決裁文書において、コンプライアンス推進室は、「施行日」を「関係部署に伝達した日」であり、決裁文書に記載されたことが施行された日ではないとしている。

ウ コンプライアンス推進室のこの説明は、日本語として極めて異常な使用方法であるが、名古屋市においてはそのような例外的な日本語使用が

許される規定等があるはずなので、当該説明責任を法制課が適切に果たすべきである。説明ができないとなれば、「コンプライアンス推進」などと銘打ったコンプライアンス推進室の職員が、市民に対して虚偽の回答をしていることになり、名古屋市民にとって極めて忌々しき問題であり、名古屋市長は適正な対応を図るべきである。

エ したがって、「コンプライアンス推進室が適切な窓口対応をしていること」及び「コンプライアンス推進室が市民を愚弄し、地方公務員法違反を犯していないこと」を証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

(5) 審査請求⑤について

ア 平成28年 7月14日、請求の内容を「平成28年 6月 1日から同年 7月14日までの病院局管理部長Aの送受信メール全て」との行政文書公開請求をしたが、実施機関である病院局管理部総務課は、「文書不存在」として、同年 7月29日付け「行政文書非公開決定通知書」を送付してきた。

イ 1か月半もの間、送受信メールが全く存在しないこと自体が疑問であるが、「行政文書非公開決定通知書」のとおり存在しないとすれば、病院局管理部においては、電子メールの利用が極端に少ないのであろうと推測された。

ウ したがって、平成28年 8月 1日、請求の内容を「平成28年 4月1日から同年 5月31日及び同年 7月15日から同月31日までの病院局管理部長Aの送受信メール全て」及び「平成28年 6月 1日から同年 7月31日までの病院局管理部総務課長、庶務係長、給与係長及び人事係長の送受信メール全て（閲覧の上、写しの交付を依頼予定、また、多量の場合は適宜補正に対応）」との行政文書公開請求をしたが、実施機関（管理部総務課）は、同年 8月12日付け両件とも期間延長をしながら、前者は「文書不存在」として、同年 9月14日付け「行政文書非公開決定通知書」を送付し、後者は同日付け「行政文書一部公開決定通知書」を送付してきて、給与係長の32通の送受信メールだけが公開され、他の 3人は全くないということであった。

エ 病院局管理部長は実に 5か月間、公務のパソコンに送受信メールが全く存在しないようである。一方、病院局管理部総務課長、庶務係長及び

人事係長は 2か月間、公務のパソコンに送受信メールが全く存在しないようである。

オ そのため、平成28年 9月30日、請求の内容を「平成28年 8月 1日から同年 9月30日までの病院局管理部職員（給与係長を除く）の送受信メール全て（閲覧の上、写しの交付を依頼予定、また、多量の場合は適宜補正に対応）」との行政文書公開請求をしたが、実施機関（管理部総務課）は平成28年10月 4日付け「行政文書公開請求について」を送付し、補正をするという。上記のように、病院局管理部においては送受信メールがほとんど利用されていないにも拘らず、補正をする理由が全く分らない。

カ また、平成28年 9月16日、請求の内容を「平成28年 8月 1日付け行政文書公開請求（平成28年 4月 1日から同年 5月31日及び同年 7月15日から同月31日までの病院局管理部長 A の送受信メール全て）に対して、不存在にも拘らず、 8月12日期間延長をかけた理由の分かるもの」との行政文書公開請求をしたが、実施機関（管理部総務課）は、平成28年 8月12日付け28病総第50号「行政文書公開決定等期間延長通知書」を公開した。当方は「不存在にも拘らず、期間延長をかけた理由の分かるもの」を公開請求しているものであり、明らかに失当である。

キ 14日以内に結論が出なかったのかもしれないが、メールすら出さずに不存在としたのはおかしい。その後、他の職員のメールを公開請求したら、段ボール一杯分出てきた。メールを一通も保有してないのはおかしい。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 本件対象文書①から④が存在するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件行政文書が、本件公開請求⑤の対象となる行政文書に該当するか否か（以下「争点②」という。）。
- (3) 本件行政文書以外に、本件公開請求⑤の対象となる文書が存在するか否か（以下「争点③」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各対象文書について

(1) 条例第 6条について

ア 条例第 6条は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、第 1項では、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

イ 同条における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

ウ 行政文書の公開の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は書面により行うものであるという条例の趣旨に照らせば、実施機関は、公開請求書の記載によって特定された行政文書を公開すれば足りると解するのが相当である。すなわち、公開請求書の記載から通常読み取れる文書について公開決定等すれば、実施機関の義務を果たしたといえる。

(2) 本件公開請求①から⑤を一見したところ、公開請求書の文言から、本件各対象文書は、以下のとおり解される。

ア 本件対象文書①について

本件対象文書①は、コンプライアンス推進室に対して、不作為の申立先を周知していない理由が記載された行政文書である。

イ 本件対象文書②について

本件対象文書②は、平成28年 5月10日付け名古屋市個人情報保護審議

会の答申の記述について、適切に確認し、断定できた理由が記載された行政文書である。

ウ 本件対象文書③について

本件対象文書③は、法令違反の通報という重要事項を扱う市長ホットラインを条例等で規定しない理由が記載された行政文書である。

エ 本件対象文書④について

本件対象文書④は、名古屋市役所において「関係部署に伝達した日」を「施行日」とする理由が記載された行政文書である。

オ 本件対象文書⑤について

本件対象文書⑤は、平成28年 8月 1日付け行政文書公開請求に対して、不存在にも拘らず、8月12日期間延長をかけた理由が記載された行政文書であると解される。

(3) しかし、審査請求人は、本件公開請求①から⑤に至った経緯や理由についておおむね以下のとおり主張している。

ア 本件対象文書①について

(ア) 不服審査制度が名古屋市ホームページに新着情報としてアップされた翌日、コンプライアンス推進室において職員に対し、コンプライアンス推進室長の市長ホットラインの取扱いに対する不作為の申立先を訊いたところ、「思い当たらない。」という返事であった。

(イ) 同じ総務局の法制課が不服審査制度を制定しているにも拘らず、市長ホットラインという本来重要な職務を扱うコンプライアンス推進室の職員が不服審査制度の申立先を承知していないのは何故か。少なくとも法制課がコンプライアンス推進室だけには周知しなくて良い理由が存在するはずである。同室をこのような特別扱いとするのであれば、当然、特異な事例として文書化されていなければならない。

イ 本件対象文書②について

(ア) 平成23年 2月24日の事情聴取の際、当該調査委員である 3名はそれぞれファイル及び筆記具を持ち、メモしていた。

個人情報保護審議会の答申において、当該メモは記録を目的としたものではなく個々に控えたもので、開示されている名市大職員Fが作

成したメモと照合されることもなく、破棄されたとしている。

名市大職員Fだけにより捏造された事情聴取記録によって、平成23年4月4日付け「ハラスメント申立てに対する審議結果について（結果）」の決裁文書がFによって起案作成されている。

(イ) したがって、審議会が適正に行われているならば、調査委員が作成して破棄されたメモが調査委員会で共有されず行政文書でない事実を適切に確認し、答申で断定できた理由があるはずであるし、審議会は当該説明責任を負うものである。

(ウ) 当該調査委員Eは事情聴取日の翌日からフランス外遊に出かけており、第5回の調査委員会が開催されたとする3月7日は外遊中であった。委員のメモ書きは全て破棄され、執拗に何度も同じ事柄を質問した委員が不在という状況下で、審議会は第5回の調査委員会が開催された事実を適切に確認し、答申で断定できた理由があるはずであるし、審議会は当該説明責任を負うものである。

ウ 本件対象文書③について

(ア) 市長ホットラインは、市民からの法令違反の通報という重要事項を扱うにも拘らず、条例等で適切に規定されていないため、担当のコンプライアンス推進室において、極めて等閑に取り扱われている。

(イ) 市民から市職員の法令違反の通報があった場合に、当該通報者に対して、法令違反があったともなかったとも回答する必要はないとしており、まさに行政の不作為である。

(ウ) 市民に対して法令違反の通報を求める市長の行為は単なる偽善に帰している。市長ホットラインを条例等で規定しないのは市長の詐欺行為であり、即刻、名古屋市公式ホームページから削除すべきである。

(エ) したがって、「コンプライアンス推進室が適切な窓口対応をしていること」及び「コンプライアンス推進室が市民を愚弄し、地方公務員法違反を犯していないこと」を証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

エ 本件対象文書④について

(ア) 市長ホットラインの通報に係る決裁文書において、コンプライアンス推進室は、「施行日」を「関係部署に伝達した日」であり、決裁文書に記載されたことが施行された日ではないとしている。

(イ) コンプライアンス推進室のこの説明は、日本語として極めて異常な使用方法であるが、名古屋市においてはそのような例外的な日本語使用が許される規定等があるはずなので、当該説明責任を法制課が適切に果たすべきである。

(ウ) したがって、「コンプライアンス推進室が適切な窓口対応をしていること」及び「コンプライアンス推進室が市民を愚弄し、地方公務員法違反を犯していないこと」を証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

オ 本件対象文書⑤について

(ア) 「平成28年 6月 1日から同年 7月14日までの病院局管理部長 A の送受信メール全て」との行政文書公開請求をしたが、実施機関は、文書不存在として、行政文書非公開決定通知書を送付してきた。

(イ) 1か月半もの間、送受信メールが全く存在しないこと自体が疑問であるが、行政文書非公開決定通知書のとおり存在しないとすれば、病院局管理部においては、電子メールの利用が極端に少ないのであろうと推測された。

(ウ) したがって、「平成28年 4月 1日から同年 5月31日及び同年 7月15日から同月31日までの病院局管理部長 A の送受信メール全て」及び「平成28年 6月 1日から同年 7月31日までの病院局管理部総務課長、庶務係長、給与係長及び人事係長の送受信メール全て（閲覧の上、写しの交付を依頼予定、また、多量の場合は適宜補正に対応）」との行政文書公開請求をしたが、実施機関は、同年 8月12日付け両件とも期間延長をしながら、前者は文書不存在として、行政文書非公開決定通知書を送付し、後者は同日付け行政文書一部公開決定通知書を送付してきて、給与係長の32通の送受信メールだけが公開され、他の 3人は全くないということであった。

(エ) 病院局管理部長は実に 5か月間、公務のパソコンに送受信メールが

全く存在しないようである。一方、病院局管理部総務課長、庶務係長及び人事係長は 2か月間、公務のパソコンに送受信メールが全く存在しないようである。

(オ) そのため、「平成28年 8月 1日から同年 9月30日までの病院局管理部職員（給与係長を除く）の送受信メール全て（閲覧の上、写しの交付を依頼予定、また、多量の場合は適宜補正に対応）」との行政文書公開請求をしたが、実施機関は「行政文書公開請求について」を送付し、補正を行った。上記のように、病院局管理部においては送受信メールがほとんど利用されていないにも拘らず、補正をする理由が全く分からない。

(カ) また、「平成28年 8月 1日付け行政文書公開請求（平成28年 4月 1日から同年 5月31日及び同年 7月15日から同月31日までの病院局管理部長Aの送受信メール全て）に対して、不存在にも拘らず、8月12日期間延長をかけた理由の分かるもの」との行政文書公開請求をしたが、実施機関は、平成28年 8月12日付け「行政文書公開決定等期間延長通知書」を公開した。当方は「不存在にも拘らず、期間延長をかけた理由の分かるもの」を公開請求しているものであり、明らかに失当である。

(4) 上記 (3) アからオのとおり、審査請求人は本件公開請求①から⑤の前提となった実施機関の行為及び個人情報保護審議会の答申における記述について疑義を抱いており、当該行為等の根拠として少なくとも行政文書が存在していなければならないという思いから本件公開請求①から⑤を行い、本件各処分によっても疑義が解消されなかったことから本件各審査請求を行っていることを認めることが相当である。

(5) 以上のことから、本件対象文書①から④は、上記 (2) アからエに関わらず、実施機関との間での個別のやりとりに関して行政文書を求めるものと解したうえで、本件処分①から④が妥当であるか否かについて検討する。

(6) 本件対象文書⑤については、実施機関が本件行政文書を特定し、本件処分⑤を行っていることから、上記(1) 及び上記 (2) オ又は上記 (3) オに鑑み、本件処分⑤が妥当であるか否かについて検討する。

4 争点①について

(1) 本件対象文書①について

審査請求人は上記 3 (3)アのとおり主張していることから、本件対象文書①は、法制課がコンプライアンス推進室に対して、不服審査制度の不作為の申立先を周知していないことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(2) 本件対象文書②について

審査請求人は上記 3 (3)イのとおり主張していることから、本件対象文書②は、個人情報保護審議会の答申における「当該メモは、記録を目的としたものではなく、本件事情聴取を円滑に行うことを目的として関係委員が個々に控えたものであるので、本件事情聴取後に破棄された」及び「名古屋市立大学事務局人事係長及び総務課長の確認を経た上で、第 5 回調査委員会に提出され確定がなされている」との記述について、審議会で適切に確認し、断定できたことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(3) 本件対象文書③について

審査請求人は上記 3 (3)ウのとおり主張していることから、本件対象文書③は、市民からの法令違反の通報という重要事項を扱うにも拘らず、市長ホットラインが条例等で適切に規定されていないことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(4) 本件対象文書④について

審査請求人は上記 3 (3)エのとおり主張していることから、本件対象文書④は、コンプライアンス推進室が、市長ホットラインの通報に係る決裁文書において、「施行日」が「関係部署に伝達した日」であり、決裁文書に記載されたことが施行された日ではないと説明したことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(5) 上記 (1)から (4)のとおり、本件対象文書①から④は、審査請求人が抱く個別具体的な疑問に対する回答である。しかしながら、実施機関が個別

具体的な疑問に対する回答を本件公開請求①から④以前に想定して行政文書として作成又は取得することは考えにくく、本件対象文書①から④を作成又は取得していないとの実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

(6) また、審査請求人の主張は、本件公開請求①から④に至る経緯や実施機関への意見を述べているにすぎず、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。

(7) 以上のことから、本件対象文書①から④は存在しないと認められる。

5 争点②及び争点③について

(1) 本件対象文書⑤について

審査請求人は上記 3 (3)オのとおり主張していることから、本件対象文書⑤は、平成28年 8月 1日付け行政文書公開請求に対し、不存在であるにも拘らず期間延長をかけたことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(2) 上記 (1)のとおり、本件対象文書⑤は、審査請求人が抱く個別具体的な疑問に対する回答である。しかしながら、実施機関が個別具体的な疑問に対する回答を本件公開請求以前に想定して行政文書として作成又は取得することは考えにくい。

(3) また、審査請求人の主張は、本件公開請求に至る経緯や実施機関への意見を述べているにすぎず、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。

(4) したがって、本件対象文書⑤は存在しないと認められる。

(5) 以上のことより、本来であれば、不存在を理由とした非公開決定をすべきであるとも考えられるところ、実施機関が本件対象文書⑤を 3 (2)オのとおり解釈し、本件行政文書を特定して行った本件処分⑤は、3 (1)ウのとおり、実施機関の義務を果たしたと認められ、結論において妥当であると認めざるを得ない。

6 審査請求人はその他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の付言

本件公開請求①から⑤のように、行政文書公開請求の形式をとっているものの、その内容が、実施機関に対する質問や問合せであると認められる場合、一般的には、請求者の個別具体的な疑問に対する回答を、事前に実施機関が想定して行政文書として準備し、行政文書として保有することは考えにくいものである。

したがって、実施機関は、請求者に条例第 6 条第 2 項に基づく補正を求めることにより、公開請求の趣旨を確認し、真に、行政文書の公開を求めるものであるのかを明らかにした上で、公開請求に係る決定等を行うべきである。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年 月 日	内 容
平成28年 6月 7日	諮問書の受理
6月30日	弁明書の受理
7月20日	審査請求人に弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
8月19日	反論意見書の受理

(2) 審査請求②

年 月 日	内 容
平成28年 8月25日	諮問書の受理
9月30日	弁明書の受理
10月11日	審査請求人に弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
10月26日	反論意見書の受理

(3) 審査請求③及び④

年 月 日	内 容
-------	-----

平成28年 8月24日	諮問書の受理
9月23日	弁明書の受理
10月 3日	審査請求人に弁明書に対する反論があるときは 反論意見書を提出するよう通知
11月 2日	反論意見書の受理

(4) 審査請求⑤

年 月 日	内 容
平成28年11月24日	諮問書の受理
12月26日	弁明書の受理
平成29年 1月11日	審査請求人に弁明書に対する反論があるときは 反論意見書を提出するよう通知
1月24日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

(1) 審査請求①及び②

年 月 日	内 容
令和 3年 1月22日 (第33回第 2小委員会)	調査審議
11月26日 (第43回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第43回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
令和 4年 1月28日 (第45回第 2小委員会)	調査審議
2月25日 (第46回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(2) 審査請求③、④及び⑤

年 月 日	内 容
令和 3年 1月22日 (第33回第 2小委員会)	調査審議
12月24日 (第44回第 2小委員会)	調査審議

同日 (第44回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
令和 4年 1月28日 (第45回第 2小委員会)	調査審議
2月25日 (第46回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充